Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成23年1月19日九州地方整備局延岡河川国道事務所

記者発表資料

河 川 標 識 の 改 善 に つ い て 新しく設置した標識の報告を実施します!

河川利用者の安全・安心に資するように注意喚起などの標識を設置し、情報の提供を行っています。しかしながら、「メッセージがわかりにくい」、「重要度が判別できない」、「秩序がない」などの課題があったため、より分かりやすい標識にするために、河川情報モニターを始めとする住民の皆様の意見を踏まえながら、改善を行いました。

この度、五ヶ瀬川亀井橋から天下橋の間において新たな標識を設置した ことから下記のとおり現地報告を行います。

今後は、五ヶ瀬川流域における国の管理区間の標識改善を順次実施していきます。

記

日 時 平成23年1月24日(月)15:00~16:30

集合場所 五ヶ瀬川、延陵自動車学校付近の河川敷 15:20頃~

五ヶ瀬川、延岡市民体育館付近の河川敷 15:40頃~

(別紙参照)

内 容 河川標識の改善報告及び現地見学

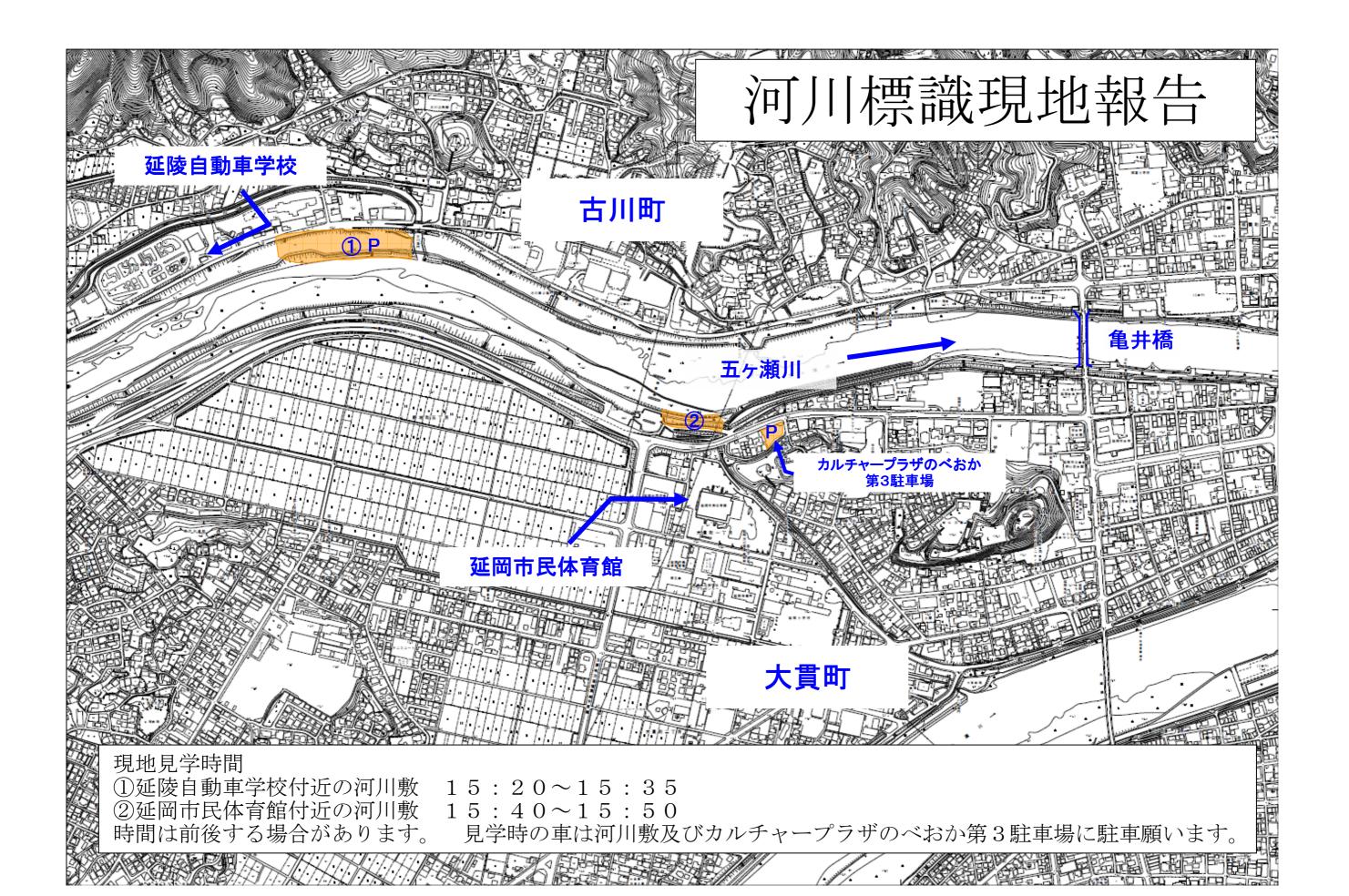
参加者 河川情報モニター、NPO法人五ヶ瀬川流域ネットワーク、

宮崎県、延岡市、延岡河川国道事務所

【問い合わせ先】

国土交通省 延岡河川国道事務所 技術副所長 川野 晃 河川管理課長 徳永 泰樹

TEL (0982) 31-1155 (代) FAX (0982) 33-6907



川の標識を工夫して分かりやすくしています!

基本仕様が定められておらずバラバラだった「川の標識(看板)」に共通の色や絵柄を使うことで、もっとわかりやすい標識になり、川の安全利用に役立てます。

■これまでの看板



下記図画の区域内において次のことをするときは、許可を受けなければなりません。 廃しいことは、国土支護各庭同工事事務所又は、延同出現所にお尊ねください。

1.河川法第23条 河川の城を使用するとき。
2.河川法第26条 河川区域内の土地において、土、砂利、立木、などをとるとき。
3.河川法第26条 河川区域内の土地において、土、砂利、立木、などをとるとき。
4.河川法第26条 河川区域内上でおります。
5.河川法第27条 河川区域の土地を規則又は成発するとき。
上記に遺反したときは、割せられることがありますので注意してください。

場防

場外

場外

場内

(2号地) (3号地) (3号地) (3号地) (2号地)



なにが危ないのかわからない

情報量が多すぎてわかりにくい

劣化しており機能を喪失している

■住民参加による点検



■標識のルール化

- ・標識の重要度に応じて、色分けを行います。 (禁止は赤線、注意喚起は黄色、啓発は緑色)
- ・一目でわかるように、統一した図柄を入れます。 (ピクトグラム(図記号)を使用しての情報伝達)
- わかりやすい言葉で伝えます。
- (専門的な用語を使用せずに、要点を簡潔に示しました)

このように改善されました!









